

総務委員会陳情説明資料

令和 8 年 9 月 1 7 日

件 名	頁
1 受理番号 2 0 憲法改正と武器輸出を止めるよう足立区から国に対し 意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総 務 部)

件 名	受理番号 20 憲法改正と武器輸出を止めるよう足立区から国に対し意見書の提出を求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
陳情の要旨	国に対し「改正国民投票法」および「武器輸出『5類型』撤廃」に反対する意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 主な経緯 (1) 憲法改正の手続きを定めた国民投票法改正について ア 令和8年6月、自民党・日本維新の会・国民民主党・参政党の4党共同で、憲法改正の手続きを定めた国民投票法の改正案を衆議院に提出。 イ 令和8年7月、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、同月31日に公布された。改正法は、令和8年10月31日から施行される。 ウ 今回の改正は、令和元年および令和4年に行われた、投票環境整備に関する3項目（開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和およびFM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加）についての公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正と同様の改正を行うものである。 (2) 防衛装備品の輸出における「5類型」撤廃について ア 令和8年4月、政府は武器輸出のルールを定めた「防衛装備移転三原則」と運用方針の見直しを決定。 イ 輸出品の非殺傷の「5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）」に限ってきた現行ルールを変更し、「非武器（殺傷・破壊能力なし）」は移転先に制約を設けず、「武器（殺傷・破壊能力あり）」は移転先を国連憲章に適合した使用（※1）を義務付ける国際約束の締結国に限定（※2）した。 ※1 例えば、国連憲章第2条4において、国際関係における武力の行使等を禁止しているが、その例外として、国連憲章第51条に基づく自衛権行使にあたる場合等における武力の行使が認められている。 ※2 我が国との防衛装備品技術移転協定の締結国は、現在17か国（米国、英国、豪州、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、UAE、モンゴル、バングラデシュ）。 ウ また、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」へは原則不可とし、「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」は例外的に可とした。 エ 政府は、武器輸出が「我が国の安全を確保し、国民の生命、自由および幸福追求の権利を守る上で不可欠な政策的手段」と説明。ル

ールの見直しの意義として、以下の３点を三原則に盛り込んだ。
(ア) 同盟国・同志国の抑止力・対処力強化
(イ) 生産・維持整備基盤の共有で相互に支援する環境の構築
(ウ) 有事に必要な継戦能力を支える国内生産能力の確保
オ 三原則の改正は令和５年１２月、運用指針の改定は令和６年３月
以来となる。

２ 平和首長会議の取り組みについて

同会議は令和８年３月１６日に、世界各地で武力紛争が激化し、世界の安全保障が深刻な危機に直面しているとし、平和と安定を回復することを強く求める共同アピールを発出。この共同アピールは、国連の各国政府代表部（１９３か国）及び国連事務総長等に送付している。

令和８年８月１日現在、１６６カ国・地域（８，５８９都市）が平和首長会議に加盟しており、うち国内では、１，７４０都市が加盟している。

※ 足立区は平成２２年７月１日に加盟

３ 足立区の平和啓発事業について

当区では「平和と安全の都市宣言（平成１４年１０月１日）」の理念の下、例年３月～４月中旬に、区役所アトリウムや中央図書館で東京大空襲に関するパネル展示や、足立区戦没者・東京大空襲犠牲者合同追悼式、８月には「足立区原爆被害者の会」と共同で、アリオ西新井において展示会を実施している。

また令和８年３月には、戦争体験者の方々の声を残し、後世に平和の尊さを引き継いでいくため、平和啓発動画を作成し、区内小中学校における平和教育での活用等を行っている。